

佐賀県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十二月七日から平成二十三年一月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村杠字床並二二三 四番三一地内	前	四〇・二 ） 一一・九	三五六・八
		後	一九・六 ） 一一・九	一三五・一
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村杠字床並二二三 四番三一地内	前	五三・四 ） 一三・七	三五〇・〇
		後	一九・六 ） 一一・九	一三五・一